

心肺蘇生を望まない傷病者への対応について

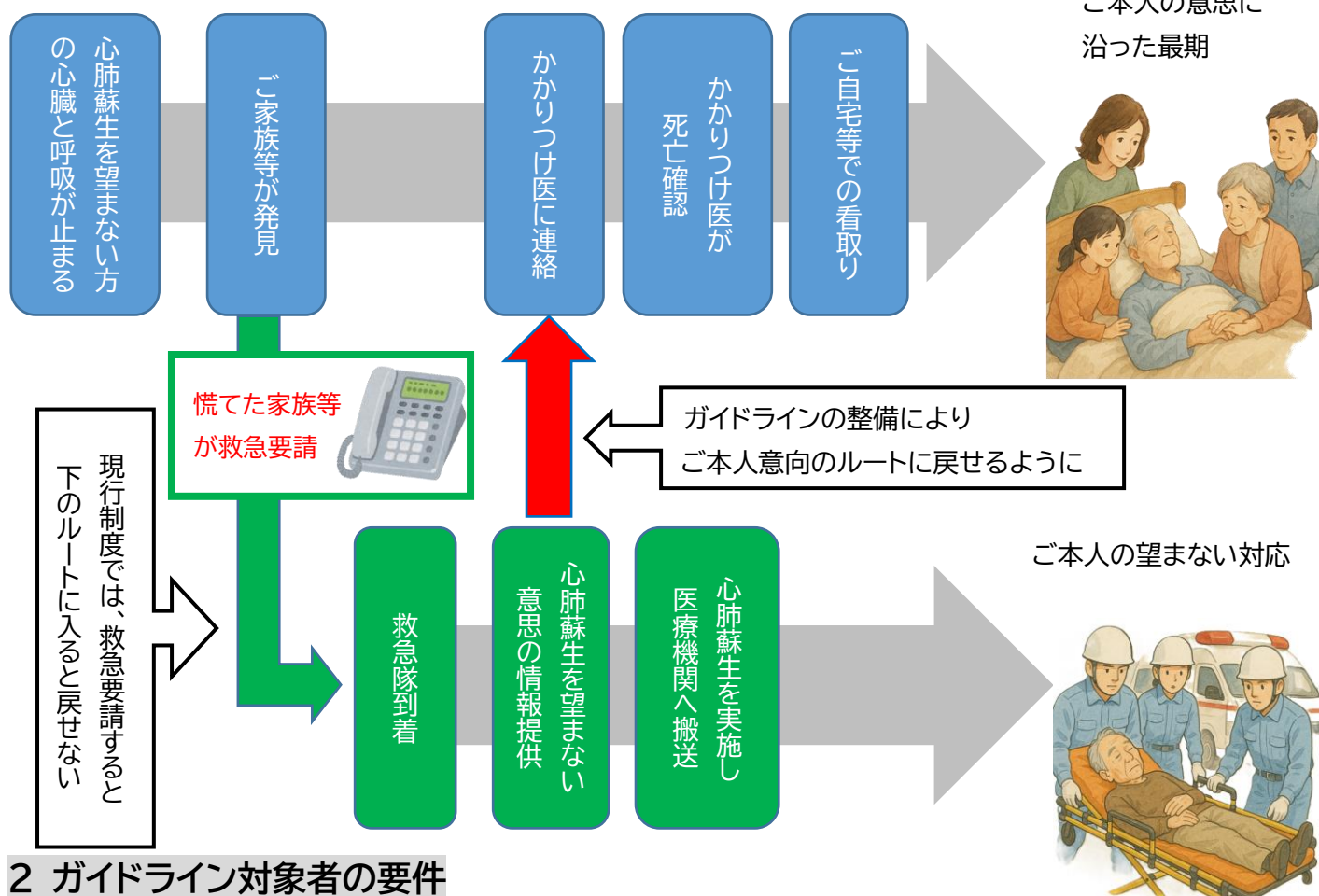
1 現 状

人生の最終段階にある方の中には、事前にご家族や医療・ケアチームと話し合う人生会議(ACP)を通して心肺蘇生を望まない意思表示をして、ご自宅等で看取りのケアを受けている方がおられます。

このような方のご家族等が、いざというとき慌てて救急車を呼んでしまった場合、現行制度では、ご本人の意思に反して、救急隊は心肺蘇生法を行い医療機関に搬送する事となります。

このような現状を踏まえ、可能な限りご本人の意思を尊重できるガイドラインを整備しました。

《イメージ図》



2 ガイドライン対象者の要件

- ①ご本人の心臓と呼吸が止まっていること
心臓と呼吸が止まっていない方は、対象外となります。
- ②ご本人が人生の最終段階であること
人生の最終段階とは、がんの末期や老衰など、疾病等の末期状態にあり治療での回復の可能性が低い方となります。
- ③人生会議(ACP)を行い、ご本人の「心肺蘇生を望まない意思」が確認できること
ご本人、ご家族、かかりつけ医等で人生会議(ACP)を行い、ご本人が心肺蘇生を望んでいない意思を示しており、かかりつけ医等にその内容が確認できる場合を対象としています。
なお、情報提供の方法は、書面に限らず口頭でも可能となります。
- ④ご本人の意思決定に際し、想定された症状と現在の症状が合致していること
交通事故、窒息や溺水など、不慮の事故の場合は対象外となります。

3 ガイドラインの流れ



心肺（心臓、呼吸の）停止を確認・心肺蘇生の実施

心肺停止を確認した場合、速やかに心肺蘇生を開始し、ご家族等からご本人の「心肺蘇生を望まない」意思の情報提供があり、かかりつけ医等から中止の指示を受けるまでは、通常の救急活動を実施します。



「心肺蘇生を望まない」意思の情報提供を受ける

書面に限らず口頭の場合も対象となります。また、家族だけではなく、友人や隣人からの情報提供も対象となります。ただし、かかりつけ医に必ず確認を行うので、かかりつけ医が不明な場合や連絡がとれない場合は、通常の救急活動となります。



かかりつけ医等へ連絡し、心肺蘇生中止の指示を受ける

救急隊からかかりつけ医等に現状を説明し、【ご本人が人生の最終段階にあること】
【ご本人の意思決定に際し、想定された症状と現状が合致していること】を確認し、
かかりつけ医等から指示があれば心肺蘇生を中止します。



かかりつけ医等又はご家族等への引き継ぎ

心肺蘇生中止の指示を受ければ【かかりつけ医がおおむね12時間以内に現場に到着できる】、
【その場にいるご家族等から、救急隊が引き上げる了承を得る】の2点確認をもって、
ご家族等に引き継ぎ救急隊は引き上げます。

4 ガイドラインの留意事項

- かかりつけ医等に連絡が付かない場合や、ご家族等又はかかりつけ医等に傷病者を引き継がない場合は、心肺蘇生を継続して医療機関に搬送します。
- かかりつけ医以外からの指示や伝聞による指示では、心肺蘇生を中止することはできません。
- このガイドラインにおける「かかりつけ医」とは、人生会議(ACP)を通して、ご本人の意思を共有している医師のことです。
- このガイドラインにおける「ご家族等」とは、人生会議(ACP)を通して、ご本人の意思を共有している親族、訪問看護師等の医療ケアチームの職員、高齢施設等の職員のことです。